

令和4年度東海村健康づくり推進協議会会議録

1	開催日時	令和4年11月21日(月) 13時30分から15時15分まで
2	場所	東海村保健センター 検診ホール
3	出席者	【委員】佐藤栄子副会長, 薄井尊信委員, 黒澤一欽委員, 牛尾光宏委員, 石丸美代子委員, 相巢博之委員, 宮島栄子委員, 高崎あす美委員 【事務局】佐藤秀昭福祉部長, 小林純一健康増進課長, 千葉崇恵副参事兼課長補佐, 曾我千春係長, 平野貴子係長, 鳥居静香係長, 富永言栄保健師
4	欠席者	尾形孝会長, 橋本和彦委員, 東原裕治委員, 伊藤勝夫委員, 福地さか江委員, 塚原美光委員
5	公開又は非公開の別	公開
6	非公開の理由	—
7	議題	協議事項 議題 1) 令和3年度事業実績報告について 2) 令和4年度事業概要について 3) 第3次東海村健康づくり計画の推進について 報告 1) 東海村母子保健計画について 2) 新型コロナワクチン接種状況について
8	配布資料	(資料1) 令和3年度事業報告について (資料2) 令和4年度事業概要について (資料3) 第3次東海村健康づくり計画の推進について (資料4) 東海村母子保健計画について (資料5) 新型コロナワクチン接種状況について (参考資料) 令和4年度 健康増進課 組織図
9	発言内容	<b>議題1) 令和3年度事業報告について(事務局)</b> ※資料1にもとづき, 事務局から令和3年度の事業実績を説明。(資料1については, 過去3年間の実績推移を掲載。令和3年度実績については, 令和2年度との比較増減を矢印の向きで表現) ※以下, 要旨のみ抜粋して記載。実績詳細は資料参照。 <b>母子保健事業(資料1-1)</b> ・新型コロナウイルス感染症により事業を延期または中止した令和2年度と比較して実績が増えた。 ・事業No.1, No.2は, 妊娠の支援としての不妊治療費や不育症治療費の助成事業。不妊治療費助成事業については, コロナの影響により治療を控えていた方々が治療を再開したことにより約3倍の実績となった。

・No.3の妊婦相談は、妊娠届出に伴う母子健康手帳の交付時に、専門職である妊娠・出産コーディネーターが妊婦との面談を実施した数となり、母子健康手帳の交付数と同数。令和3年度は265人が妊娠届出を行い、令和2年度の241人と比較し微増。対象者数より相談者数が多いのは、転入妊婦の面談も実施しているためであり、本村で出産を予定している全ての妊婦との面談が実施できている状況。この面談により、妊婦の身体状況や家族の支援状況に加え、メンタル面での不安がないかなどを把握したうえで総合的に判断し、必要な方には、妊娠・出産における支援計画を立案し、No.8の産前・産後ヘルプサポートやNo.9の産後ママあんしんケア事業等の御利用を個別勧奨している。さらに継続的な個別支援が必要な方には、No.14の子育てアドバイザー派遣により、対象者の課題や悩み等に応じ保健師や看護師、保育士等の専門職による家庭訪問につなげるなど、全ての妊婦が安心して、安全な妊娠・出産を経て育児期を迎えられるよう継続的かつ総合的な支援を実施している。

・乳幼児健診は、No.17～No.21に記載。受診率は2歳6か月児歯科検診を除く乳児・1歳6か月児・3歳児健診で、95%以上の受診率。感染不安から受診を控える方も一定数いることや、何らかの疾患等の理由により医療機関でフォローを受けている乳幼児については、村の集団健診を受診しない場合等もあり、受診率100%にならないこともあるが、未受診であっても個別に状況を伺い、全数把握に努めている。

・No.17の乳児健診で受診率100%以上となっているが、令和2年度の健診を中止したため令和2年度対象者が令和3年度に受診しているためである。

#### 検診事業（資料1-2）

・令和2年度には、三密を回避するために一日の受診者数を制限し実施したが、令和3年度には人数制限を緩和し実施した。

・国は、健康増進法に規定される5つのがんとして、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診の受診率について、受診率50%以上を目標値として掲げている。令和3年度の状況としては、令和2年度に比べて申込者数が減少したものの受診者数が増えた結果、人口比・申込比のいずれもおおむね受診率が増えた。コロナ感染拡大前の令和元年度の状況には未達のため、引き続き、受診しやすい体制の構築に努め、更なる受診率の向上を図りたい。

・No.6の子宮がん検診とNo.7の乳がん検診は、村内の2医療機関の御協力の下実施。受診者が自分の都合に合わせて医療機関で個別に受診する医療機関検診は、感染防止の観点からもニーズが高まっている。

・今年度はがん検診の申込み方法の変更を検討中。例年12月に18歳以上の村民にがん検診等申込書を送付し、翌年度のがん検診等を希望する方から返送いただくという、希望調査を実施しているが、実施

結果として、例年約32,000人ががん検診等申込書を送付し、約9,000人から返送がある。そのうち実際の検診受診者は、約6,000人とどまっております。申込書返送による希望調査の精度が課題となっている状況。さらに職場の検診や人間ドックを受診する方にとっては、「がん検診等申込書」自体が不要な物となっていること、さらに毎年検診を受診している方は、「がん検診等申込書」による申し込みを毎年行わなければならない、手間が掛かるので、申し込みをしなくても受診票を発送してもらうことはできないかとの意見もある。そのため、がん検診申込書による希望調査は、令和4年度（令和5年度検診分）で終了し、令和6年度以降は、前年度に受診した方に毎年自動的に受診券を郵送する方式に変更を予定。この変更により、申込みの手間の省略化により、村民の利便性の向上と申込み忘れによる未受診が減らせる効果を期待している。さらに年1回であった検診の申し込みを電話等による随時申込制とし、前年度未受診者と申込み忘れの方、転入者などの申込みにも対応し、さらに検診を受けやすい体制を構築していく。御理解・御協力の程よろしく願います。

#### 健康増進事業（資料1-3）

・No.1～10までの各種健康教育は、特に若い世代が運動やスポーツをする機会が少ない状況を踏まえ、年齢や性別、目標別の講座を実施する等、対象者が参加しやすいよう企画。全体的に見ても感染拡大防止のため事業を中止した令和2年度よりも参加者が減っている状況となり、短期的に開催する集団の健康講座については、実績が伸び悩んでいる。No.7のリラックスエクササイズについては、地域型スポーツクラブスマイル東海への委託により通年で定期的な講座開催が可能となり、令和元年度を超える実績となったため、日常的に運動をする方々のニーズは引き続きあるものと判断し、より魅力ある企画を検討し継続したい。

・No.17及びNo.18の特定健診、特定保健指導については、受診者数及び実施数ともに増加し県内自治体中第1位となった。特に、No.18の特定保健指導については、感染対策のため令和2年度に中止した健診日当日の初回面談を再開することで、健診の合間に対象者の方との面談が可能となった結果、実施率が大きく増加。一般的に「健診を受診する日は1年のうちで最も自分の健康に関心を持っている日」でもあるため、今後とも、この実施体制を継続し、特定保健指導による生活習慣改善の提案等を粘り強く実施し、村民の生活習慣病発症予防に努めていく。

・No.19～No.22までは、食生活改善推進員連絡協議会との連携により実施している食育推進事業。例年、調理実習等の体験参加型の講座を中心としているが、コロナ禍において延期・中止となったため令和2年度と同様に実績が減少している。

・No.27の休日診療事業は、村内の7つの医療機関の御協力の下、祝

祭日及び年末年始の初期救急医療を提供いただいている。令和2年度は、感染対策として手洗い・消毒の励行やマスク着用の徹底等、村民の皆様の感染予防行動が徹底された影響に加え、コロナ感染への不安から医療機関の受診を控える方も多く、利用者が一時的に減少したが、令和3年度は1,000人台を超えてきている。令和4年度9月末実績も昨年度のペースを上回っているため、村内医療機関の皆様には引き続き御協力をお願いしていく。

・No.30の新型コロナウイルス感染症対策本部運営事業は、令和元年度から対応している新型コロナウイルス感染症対策について、対策本部会議開催数と村内感染者数を掲載している。令和3年度まではいわゆる第6波までの感染ピーク、令和4年度は第7波の感染ピークの結果。

#### 予防接種事業（資料1-4）

・予防接種事業は、予防接種法に基づく定期接種と予防接種法に規定されない法定外予防接種の2種類に区分。定期予防接種は、No.6～No.22までとなり、定期A類については対象者に努力義務が課されているため、村から積極的接種勧奨を行うもの、定期B類は、接種の努力義務が課されていないという分類。新型コロナワクチン接種は、定期予防接種のうち臨時的に行う接種として、令和3年2月から令和5年3月末までの期限で接種を実施中。

・No.1～5の法定外予防接種は、個人の感染症の発症予防を支援することを目的とし村独自の助成事業を実施。

・いずれの予防接種も医療機関において個別に接種を受ける方式としており、医師会のご協力が必須。全国的な傾向として、昨年度は感染症への不安から医療機関の受診を控える方が多く、予防接種についても先送りにするような傾向があるとされていたが、本村においては、新たに対象となる子どもの出生が減少していることに伴う接種者数の減少にとどまる程度で、大きな実績減少はなく、適切な時期に接種を受けていただいている。

・今年度も10月からインフルエンザの予防接種を開始し、村内医療機関の皆様には大変御苦勞をお掛けするが、令和5年1月末までの実施期間について、接種者への御指導も含め、引き続き御協力のほどよろしく願いたい。

#### 【質疑・応答】

問1) 令和3年度は新型コロナウイルス感染症により異常事態となったが、令和2年度と比較すると持ち直してきている状況。国としても感染対策としての新たな行動制限は行わない方針である。資料1-2中のがん検診受診率について。全国的にもがん検診受診率は低いが、「発見された人が命を救われる」ことががん検診の目的となる。今後は要精密検査率や精密検査受診率も重要なデータとなるだろう。(委員)

⇒がん検診を受診し、「要精密検査」と判断される方についてもフォローしている。次年度以降は要精密検査率や精密検査受診率についても報告する。(事務局)

問2) がん検診申込書の変更について。調査を毎年度行わないことで、受診者が固定する可能性もある。また外国人についても周知してほしい。(委員)

⇒受診者の固定化を防ぐため、新たに検診の対象年齢となる方には、受診勧奨を個別に行っていくほか、転入者への周知も徹底する。外国人については英語翻訳した検診申込書を同封し周知を図る予定。(事務局)

問3) 資料1-2の休日診療について。新型コロナワクチン接種と新型コロナウイルス感染症対策で医療機関は疲弊している。休日診療が安定的・継続的に実施できる体制構築が急務と考える。休日診療所があれば、村内医師の輪番制等により対応が可能となるが、電子カルテの扱いや個人情報に関する課題があるため、村は検討を開始してほしい。(委員)

⇒ご意見のとおりであり、村としても検討を開始しており、今後医療機関との協議を検討している。(事務局)

問4) ヒブワクチンとは何か。(委員)

⇒ヒブはヘモフィルズインフルエンザ菌の略語である。インフルエンザウイルスとは全く別の細菌であり、対象となる乳幼児の保護者は認知している。(委員)

問4) 資料1-3の健康教育事業は対象者が74歳以下となっている。高齢者の健康づくりの状況はいかがか。(委員)

⇒本課では、健康増進法に基づく健康教育事業を実施しており、対象年齢が定められている。75歳以上の方の健康づくりについては、高齢者福祉施策を所管する保険課等に対応している。(事務局)

問5) 骨粗しょう症の受診率が低めであるが、対策はあるか。(委員)

⇒検診受診率の高い婦人科集団検診と同時に実施することで、受診率の向上を図っている。(事務局)

-議事内容については出席委員了承-

## 議題2) 令和4年度事業概要について (事務局)

【令和4年度福祉部健康増進課 事業概要】(資料2-1)

・母子保健法・予防接種法・健康増進法・その他一般事業・感染症予防法に基づく事業の順に掲載。事業の対象及び実施回数・実施時期等については右側の内容。今年度の事業については、協議事項1の事業実績資料と重複しているため詳細説明は割愛する。赤い字で記載した事業のうち、2歳6か月児歯科健診と子宮頸がん予防ワクチンについては、実施方法の変更や国の方針変更に伴い、事業を再開又は新規に開始した事業のため、この後担当係長から説明する。

● 2歳6か月児歯科健診について（資料2-2）

・当該健診事業は、従来から集団検診型で実施していたが、飛沫飛散により新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高く、感染防止の観点から会場におけるブラッシング指導やフッ化物塗布の実施が困難であり、歯科検診のみしか実施できない状況が続いていた。

・東海歯科医師会に協力いただき、歯科医院において、歯科検診に加え、フッ化物塗布、歯科指導等を受けられる体制を整備することができた。

・現状として、受診率は50%に留まっているが、歯科健診を受けられる期間が、2歳6か月から3歳未満までと6か月の期間があり、2歳11か月に受診している方が多く見受けられる。

・当該健診は、国が「すこやか親子21」の目標に掲げている「子どものかかりつけ歯科医師をもつ割合が3歳児健診時に50%」につながる事業である。

● 子宮頸がん予防ワクチンについて（資料2-3）

・子宮頸がん（HPV、ヒトパピローマウイルス感染症）予防ワクチンは、接種後に多様な症状がみられたために、平成25年6月から積極的勧奨を差し控えてきたが、令和3年11月に積極的な勧奨が再開されることとなった。それを受けて村では、標準的な接種年齢である中学1年生以上の定期接種対象者に対し、個別に予診票を送付して積極的勧奨を行った。

・積極的勧奨が差し控えられている間に定期接種の年齢を過ぎてしまった方に対し、キャッチアップ接種として、令和6年度末までの3年間、公費で接種できる制度が開始されたため、平成9年度から平成17年度に生まれた方を対象に、案内文を6月に送付した。自費で接種しているかどうかは村では把握できないため、接種を希望する場合は予診票の発行申請をするよう案内している。また、キャッチアップ接種対象者であって、定期接種の年齢を過ぎてからキャッチアップ制度が開始されるまでの間に自費で任意接種を受けた方に対し、償還払いを行う助成制度を10月から開始した。定期接種、キャッチアップ接種、償還払いの3つの制度が混在することとなる。接種期限もあるため、対象者に対し今後も複数回周知をしていく予定である。

【質疑・応答】

特になし。

-議事内容については出席委員了承-

議題3) 第3次東海村健康づくり計画の推進について（事務局）

健康づくり計画（資料3）

・当該計画は令和3年度から令和12年度までの10年計画となっており、健康増進計画と食育推進計画と歯科保健計画を包含した計画。計画全体の目標は、「健康寿命の延伸と健幸感の向上」とし、日常生活

が制限されることなく生活できる期間を延ばすことと同時に身体的な健康だけでなく、全ての村民がそれぞれ多様な幸せを感じることを目指している。目標達成のため5つの基本方針と14の分野に各目標・取り組みを定め、そのうち村の現状と課題から特に重点的に取り組む「重点目標」を設定。今年度の重点目標は「減塩に取り組む人の増加」とし取り組んでいることから、その取り組みについて説明し、委員の皆様からご助言等をいただきたい。

・減塩に取り組む人の増加を目指す具体的な取り組みは4つの手段。資料は1段目に具体的な取り組み名、2段目にその内容、3段目に実施スケジュールを記載。

・1点目は1ページ目左側の「とうかい減塩 day」の制定。具体的な内容については、資料の3枚目に宣言書を参照。減塩の必要性については、全国的な傾向であり、理解していても習慣化が難しい。本村の健康課題となる循環器疾患の発症及び重症化予防のためには、減塩の習慣化は大変重要なため、繰り返し減塩の必要性を啓発できる方法として、月に1回減塩を意識していただく「減塩 day」を設定することとした。毎月1回減塩を呼び掛ける日を何日にするかについては、健康づくり計画推進委員会で検討し、先に茨城県が取り組んでいる「いばらき美味しお day」と連携して推進できることから、同じ毎月20日を「とうかい減塩 day」に定めた。

・取り組みの2点目はキャッチコピーを募集した。毎月20日の減塩 day を多くの村民に意識していただき、無理なく取り組んでいただけることをコンセプトにキャッチコピーを一般募集し、22点の応募作品の中から最優秀作品を決定した。作品は、資料4枚目の減塩リーフレットに掲載した「おいしいね減らした塩で広がる笑顔」となった。

・取り組みの3点目として、資料中の右側の「減塩啓発グッズの作成・配付」として、このキャッチコピーを啓発グッズ等にプリントして母子健康手帳を交付する際などに配布し、妊娠中や子育て期に当たる若い世代への啓発に取り組んでいく予定。

・資料2ページ参照。取り組みの4点目として減塩 day の啓発機会について記載。毎月20日に、村の公式ラインやHPを活用し、減塩 day を周知するとともに減塩のレシピを掲載するなど、日常生活の中で減塩に取り組んでいただけるような情報を発信している。さらに、母子健康手帳の交付時や3歳児健診・離乳食教室等、既存の事業において新たに減塩の必要性をお伝えしている。

・啓発事業の5番目を参照。健康づくり計画推進委員が実施している定例の「すこやかウォーキング」において、健康づくり計画推進委員が実践している減塩の取り組み例などを参加者向けに話し、住民目線での普及啓発に取り組んでいる。

・取り組みの5点目・6点目として、子育て世代を対象としたヘルスマイトジュニア事業や働き盛りの世代を対象とし、減塩に関する料理

教室を開催するほか、 公立小・中学校や保育所・幼稚園における健康教育の一環として、 給食だより等での啓発を依頼していくなど、 健康に関するあらゆる機会を捉えて減塩を呼び掛けていく予定。そのほか、 減塩 day の周知度に関するアンケートも実施し、 啓発に関する評価も実施予定。

・資料3 ページは、 取り組みの具体的な事例として、 ヘルスメイトジュニア事業の様子を紹介。 議題1 で事業実績を報告したが、 コロナ禍においては参加型の料理教室の開催が困難となったため、 今年度は、 夏休みの小学生向けに村や地域ぐるみで様々な体験プログラムを提供している「エンジョイサマースクール」のメニューの一つとして、「親子でクッキング教室」を企画した。 これまでコミセンなどで開催していた料理教室の場所を各家庭で実践できるよう減塩レシピを提供し、 調理した結果をレポート提出する形式の講座を実施したところ、 53 組の親子が参加した。 家庭で子どもと保護者が一緒に料理する過程を楽しみながら減塩にチャレンジする等、 食育推進においても非常に有効な講座となったため、 今後も継続予定。

#### 【質疑・応答】

問1) 減塩の取り組みは茨城県でも先行実施しているが、 普及啓発効果が顕著ではなく県と県民との距離は遠いと感じている。 茨城県は循環器疾患の発症が多い県であり、 減塩対策は県内自治体共通の課題でもあるが、 東海村は県内で唯一減塩に取り組んでいる自治体であると認識している。 引き続き取り組みをお願いしたい。(委員)

⇒今後も県と連携し実施していく。(事務局)

-議事内容については出席委員了承-

#### 報告1) 東海村母子保健計画について (事務局)

##### 【東海村母子保健計画】(資料4)

・国では平成8年度頃から、 住民に必要な母子保健サービスが提供できるよう、 地域の実情に応じた母子保健計画を策定することがうたわれていた。 また、 平成26年の「健やか親子21(第2次)」において、 取組の評価を踏まえた母子保健分野の課題が示され、 期間と具体的課題を明確にした目標設定や、 事業を評価する仕組みの必要性が指摘されていた。 本村では、「第2次東海村健康づくり計画」中の「こどもの健康づくり編」において、 母子保健施策における基本計画を立案し推進してきたが、 東海村第6次総合計画に紐づき令和2年度に策定した「第3次東海村健康づくり計画」においては、 母子保健事業の計画・実施・評価の進行管理をより明確にするために、 母子保健計画を独立させて策定することとした。

・平成29年度に設置した子育て世代包括支援センター「はぐ♡くみ」を拠点に、 切れ目ない支援を目的とした「とうかい版ネウボラ推進事業」を推進しており、 この事業開始から5年が経過したが、 母子保健

事業を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、効率的かつ戦略的に事業展開を図る必要性が高まっている。妊娠・出産・子育てに関する本村の現状分析を踏まえ、東海村第6次総合計画中の「安心して子育て・就学・修学できる環境の整備」に資することを目的として東海村母子保健計画を策定した。

・課題と目標は、国の「健やか親子21」の課題に準拠し基盤課題と重点課題を挙げた。ライフステージに合わせた保健対策と地域での支援体制など基盤課題については参照されたい。重点課題は、子どもの発達や障がいなど、親や子の多様性に応じた支援、リスク管理としての虐待予防など、より個別的な支援について記載した。具体的な取り組みとしては、実際の事業に合わせて示してあるが、この時期に策定した特徴として、コロナ禍の子育て編を追記している。

・成果指標については、定性評価、定数評価とも取り入れ、可視化を図っている。

## 報告2) 新型コロナワクチン接種状況について(事務局)

### 【新型コロナワクチン接種について】(資料5)

・10月30日現在の1回目から4回目までの接種状況について。表の一番下の行が対象人口に対する接種率となり、いずれも国の接種率を上回る状況となっている。資料には4回目までの接種率を載せているが、11月初めから5回目の接種が始まっており、5回目の接種率は11月16日時点で7.3%となっている。各年代別の接種率も掲載しているので参照されたい。

・本村でこれまで実施してきたワクチン接種の実施時期について。東海村では令和3年2月24日に茨城東病院において医療従事者の先行接種を開始し、同年5月末より、高齢者から順に年代別に接種を推進。令和3年12月に3回目の接種が開始され、令和4年3月には5～11歳の小児を対象とした接種を開始した。令和4年6月から4回目の接種を開始し、9月末から小児の3回目接種、令和4年10月からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。令和4年11月からは乳幼児(生後6か月から4歳)の接種を開始したところ。

・現在本村で実施している1・2回目接種、3回目接種、オミクロン株対応ワクチン接種、乳幼児接種の対象者・使用するワクチン・接種回数について。

・村内でワクチン接種にご協力いただいている医療機関について。本村ではワクチン接種開始当初から当該10医療機関の協力により接種を推進。現在は、オミクロン株対応ワクチンの接種を中心とし、小児科の医療機関では、小児・乳幼児の接種を実施いただいている。本村では村内医療機関での個別接種のみでワクチン接種を実施してきており、大きなトラブルもなく順調に進んでいる。村内医療機関の皆様には、多忙の中多大なるご協力をいただいている。

	<p>・新型コロナワクチンの特例臨時接種について。現時点では令和5年3月31日で終了予定。まだ1・2回目接種がお済みでない方は、年内に1・2回目接種の検討をお願いする。現在接種の主流となっているオミクロン株対応ワクチンは1・2回目が完了しないと接種できないため、前回接種から3か月の接種間隔を空けて令和5年3月までにオミクロン株対応ワクチンを接種するためには、年内に1・2回目接種を完了していただく必要がある。またこれまで2年間、年末年始に新型コロナ感染症が流行しているため、年末年始の流行に備え、早めのワクチン接種を検討されたい。1・2回目接種を完了している方も、前回接種から3か月経過していれば、オミクロン株対応ワクチンの接種が可能のため、若い方も接種を検討いただきたい。</p> <p>【質疑・応答】</p> <p>問1) 新型コロナワクチン接種率と新型コロナ感染症の感染率はリンクするの。(委員)</p> <p>⇒令和4年9月2日から発生届の基準が変更となり、入院が必要な人だけが発生届の対象となった。よって9月2日以降は、感染者数の正確なデータは国内に存在しないこととなったが、公衆衛生学的には、人口が多いところ、首都圏に近いところは発生が多い地域という特徴はある。(委員)</p> <p>問2) 同じ空間で生活しても感染しない人がいる。感染しやすい人と感染しにくい人はいるのか。(委員)</p> <p>⇒一般的には、免疫力が低い人が感染しやすいと言える。新型コロナについては世界中で研究されているが、いまだ解明されていないのが現状。臨床医の見解はいかがか。(委員)</p> <p>⇒医療機関のひっ迫により、濃厚接触者のうち症状がある場合は受診を必要としない「みなし陽性」もあり、ワクチン系統だけではない部分もあるのではないかと思う。感染していても症状が出ない人もいる。(委員)</p>
10 結 果	議題1・議題2・議題3について出席委員了承。